現場代理人の要件等について

（現場代理人及び主任技術者等）

第 10 条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)　現場代理人

(2)　主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 2 項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第 3 項に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者)

(3)　専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　前項の規定による現場代理人の工事現場における常駐は、当該者の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、これを要しないこととすることができる。

香芝市建設工事請負契約書第10条第３項に規定する**現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして常駐を要しない場合**とは、次のいずれかに該当する場合とします。

①　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

②　同第20条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

③　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

④　上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。ただし事前に工程表や打合せ記録簿等により明確となっていることが必要です。

裏面へつづく

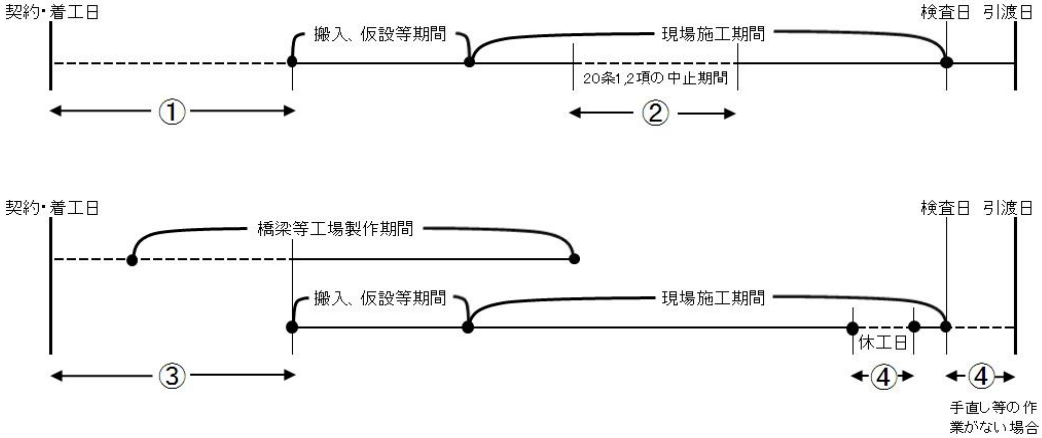

なお、上記によって建設業法第２６条第３項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。